

## 中央建設業審議会

### 工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ（第5回）

令和2年6月19日

【西山入札制度企画指導室長】 それでは、定刻より少しお時間早いようでございますけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから第5回中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様方には御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日お手元に配付いたしました資料の一覧については議事次第に記載しておりますが、不足ございませんでしょうか。もしございましたら、お申しつけください。

報道関係の皆様方の冒頭のカメラ撮りは議事に入る前までとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日のワーキンググループには委員の過半数の出席を頂いておりますので、中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ運営要領第3条第1項の規定による定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、同運営要領第4条第1項により、本委員会は公開とされております。

本日は、弁護士の佐藤りえ子委員より御欠席の連絡を頂戴しておりますこと、併せて御報告いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本日のワーキンググループは、ドアを開ける。座席の間隔を空けるなど、「3密」対策を講じさせていただいております。御理解と御協力のほど、よろしく願いいたします。

また、本日御出席の皆様におかれましては、マスクの着用など感染拡大防止に向けた対応を取っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、早速でございますが議事に入らせていただきます。これ以降の議事の進行は、古阪座長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

【古阪座長】 それでは、お手元の議事次第に基づいて議事に入らせていただきます。

資料1-1、「工期に関する基準の骨子案に対する委員の主なご意見」及び資料1-2、「工期に関する基準(案)」について、事務局から御説明を頂く。資料はこの2つになって、

たっぷりと時間がありますので、できるだけ多くの御意見を頂戴し、先回も申しましたようにできるだけ分かりやすい具体的な意見というふうに出していただければよろしいかと思えます。

それでは、事務局からまず御説明をお願いいたします。

【藤井建設業政策企画官】 では、事務局から御説明申し上げます。

資料1-1、パワーポイントと資料1-2、本文でございます。この資料1-1は、前回のワーキングで特に多くの御意見、あるいは共通すること、相違点等をまとめた資料でございます。

まず1ページ目を御覧ください。まず①といたしまして用語の定義あるいは各記載の主語の明確化という論点でございます。前回の御意見をちょっと御紹介いたします。小澤先生から、発注者、元請の間の工期のみならず、元下間、あるいは1次、2次といった関係についての工期。また、東京都さんからは、公共工事と異なるということ。不動産協様から、具体的にその主体、誰がどのように留意するか具体的な内容が不明確である。あるいは全建様からは、読む人の判断でどちらにも取れる文章にならないよう、はっきりと原則を明示することが必要だという御意見を頂きました。

下の基準案の記載方針でございます。用語の定義といたしまして、まず工期でございます。これは前回記載したとおりでございますが、着工段階から竣工までの契約工期でございます。その契約工期自体を日本語で書くところということなんですけれども、実際に工期が元下間の関係などございますので、下に図示しておりますが、1つの工事の工期としては、一番上にある着工・竣工の工期。その下の元下間の工期についてはA、B、Cなり種類があつて、それぞれも工期というものであります。加えて分離発注の場合においても、請負契約ごとに工期というものが設定されるということをお示ししたいと考えております。さらにこの工期を設定するに当たって、その前段階、事業化／構想、設計、入札／契約の段階において工期を設定する期間がしっかりと取られているということも概念上示したいと思っております。

その他、主語の関係でございます。発注者、受注者等々、これは建築基準法の定義規定を踏まえて記載しているものでございます。これが1点目の論点でございます。

おめくりいただきまして2点目でございます。週休2日と閉所の扱いについてでございます。これもたくさん御意見を頂いております。簡単に御紹介いたします。電事連様から、4休8週を考慮しているため、分かりやすさの観点から修正したほうがよいのではないかと。

あるいはJR東さんからは、閉所がふさわしいけれども、閉所状況も管理できない場合もあると。NEXCOさんからは、年末年始、ゴールデンウィーク等々の交通集中期間などに考慮する。不動協様から、週休2日と土日閉所というのは同義ではなく。下線を引いていますけれども、その下に建設業の担い手一人一人の週休2日の確保ということをはっきりうたったほうがいいんじゃないのかという御意見です。また、全建さん、日建連さんからも4週8閉所と。そういった週休2日の書き方について御意見を頂いたところでございます。

おめくりいただきまして、これらの御意見を整理いたしますと、共通点といたしまして、個別の建設業者一人一人がしっかりと週休2日、4週8休を確保できると。個人に着目して、しっかり休みを取れる必要があるということかと思えます。他方で相違点といたしましては、4週8閉所は原則必要だという御意見がある一方、8閉所がなじまない工事があるという御意見。あるいは、週休2日の休みの日、曜日によって土日休みという意見があるものの、別に土日閉所ではないという御意見があるのかなと考えております。

これを踏まえまして基準案の記載方針としましては、まず建設業の担い手一人一人が週休2日、4週8休を確保していくことが重要と。これを定着させていくために、建設業界が一丸となり、しっかり確保しなければならないと。これを達成するために、4週8閉所が有効な手段の一つであるということ。また、トンネル工事、災害対応等については、交代勤務制というのが一つの手段であるということに記載したいと思っております。

「ただし」として、なじまない工事があるということで、そういった道路工事であったり電力工事といったものを例示としながら、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意しなければならないということで記載したいと考えております。

これが主な論点でございます。

続きまして、資料1-2で本文の御説明をいたします。前回ワーキングでお示いたしました骨子案からの大きな変更点を御説明していきたいと思っております。

まず、目次をおめくりください。全体の修正の概略を申し上げます。まず総論でございます。前回、背景等を記載しておりましたが、特に(2)、(3)、(4)の部分でございます。まず、建設工事といったものが、一品性とかいう特徴があるということを具体的に記載し、そういった請負契約とか工期に関する考え方、法令上の規定とかを加筆しております。(4)で、本基準の趣旨と位置づけというものを書いております。

第2章、第3章につきましては、前回の骨子から各団体さんから非常にたくさん具体的

な御意見を頂きまして、ここを充実した具体的な記載としております。

加えたときにボリュームが増えたのは第5章でございます。取組の事例ということを中心に今回大幅に追加しているものでございます。

では、以下、本文に沿って具体的に御説明申し上げます。4ページ目から総論が始まっております。(1)の背景はほとんど変わっておりません。ちょっとコロナ関係は削除したといった軽微な修正でございます。

大きな改正として(2)建設工事の特徴ということでございます。まず(i)でございます。多様な関係者の関与という特徴でございます。建設工事、橋、道路等、あるいは社会資本の整備に関わるものであるということ。また、発注者が国、地公体、法人、個人と様々であること。あるいは施工に当たって、規模にもよりますけれども、ゼネコン、基礎工事、躯体、仕上げ等々それぞれの工程・技術に特化した専門工事業者に至るまで非常に様々な業者が関与しているということでございます。

このように受発注者間の工期のみならず元下間の設定する工期と、建設工事1つにおいても多数の工期が設定されていることなので、受発注者間が設定した工期の中で元下間が設定する工期も多様に設定されていると。このため、受発注者間で目的物の供与目的が最大限実現されるよう設定されることはもちろん、元下間においても適正な工期が確保されるよう設定されることが求められるということをもまず1つ目の特徴として書いております。

2つ目、一品受注生産でございます。建設工事の目的物は同一の型で大量生産されるものではなくて、その供与の目的、商業用、居住用とに応じて一品ごとに受注して生産されるものということで、当然その工事ごとに工程や施工条件等も異なり、天候や周辺状況の影響も大きく受けるということで、追加工事や設計変更、工事遅延等が発生する場合には、必要に応じてその変更理由を明らかにして、協議をした上で適切に合意することが重要であるという特徴を書いております。

3つ目、工期とコストの密接な関係と。これは前回お示しさせていただいた品質、工期、コストの3つの要素が密接に関係しているということでございます。

次、(3)の建設工事の請負契約及び工期に関する考え方ということですが。

1つ目の基本的な考え方ということで、これはいわゆる建設業法や特に公共の関係法規の条文の趣旨を記載しているものでございます。まず請負契約については、受発注者間及び元下間が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないと。不当に低い請負代金の禁止などのルールが定められていると。

加えて働き方改革改正法により、一層の工期の適正化が求められるということです。その下に書いてあります各ポツは、関係する条文とその条文の規定を具体的に書き下したものでございます。

7ページ目26行目から「更に」ということで、片務性の是正と契約関係の明確化のためということ、中建審で定められる標準約款に沿った請負契約の締結が望まれるということ。その下「また」ということで、労働安全衛生法における規定、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないという規定でございます。こういった関係法令を遵守し、双方対等な立場に立って工期を設定する必要があるということを書かせていただいております。

続いて8ページ目4行目から、公共工事。先ほどは工事全般ですけれども、特に公共工事におきましては、品確法、入契法の規定がございますので、その公共工事独自のルールについて触れております。特に工期との関係で申し上げますと、21行目から工期設定に関する基本的な考え方というのがあります。まず、公共工事については、適正な工期を設定することが発注者の責務とされているということ。また、品確法に基づく発注関係事務の運用指針において、それぞれ指定方式、各方式についての具体的な記載があるということに触れております。

また9ページ目3行目から「このほか」ということで、入契法18条に基づく入札契約適正化指針における記載事項を並べてございます。

続いて9ページ目、これは工事の平準化の関係でございます。特に公共工事の特徴として、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末に工事量が集中するといった特徴を踏まえて、計画的に発注を行い、平準化を図る必要があるということに記載してございます。

その次、29行目からは工期と予定価格の設定の関係でございます。公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるために適正な利潤を確保することができるようにということ、市場における労務・資材の取引価格や保険料の確保といったことを適切に反映した積算を行うことによって、予定価格を適正に定めることが発注者の責務であるということでございます。

その下、続きまして工期変更に関する基本的な考え方ということ。こちらも品確法や指針についての記載を記してございます。

その下、下請契約でございます。特に元下間の関係で御議論いただきましたので、ここは詳細に記載させていただいております。まず約款におきましては、下請契約において、

元請人は下請人に対し、建設業法その他の法令に基づき必要な指示・指導を行い、下請人にこれに従うこととされております。また、元請人は工事を円滑に完成させるために関係工事の調整を図り、必要がある場合に下請人に対し指示を行うが、工期の変更契約等が生じる場合には、協議・合意の上で工期や代金の変更をすることとされているという趣旨を記載しております。

28行目からですが、特に中小零細が多く見られる専門工事業者が締結する契約につきましても、しわ寄せを受ける事例もありといった特徴を書かせていただいて、特に前工程からの工期の遅延が後工程に影響を及ぼすということがないように行う必要があると。仮に工期を短縮せざるを得ない場合には、元下間で協議・合意の上で、そういった突貫工事・休日施工に必要な掛かり増し費用等、適切な変更契約を締結することが必要であるということを書かせていただいております。

続いて11ページ目(4)、本基準の趣旨でございます。ここをまた改めて追加して、趣旨を書かせていただいております。1行目からの「本基準は」と、これは前回と同様でございますけれども、「適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である」。これは同様でございます。その次からですけれども、当初契約締結、工期変更に伴う契約変更においては、本基準を用いて各主体間で公平公正に適切な工期が設定される必要があると。この基準の狙いでございます。

その結果として、まず建設業側において長時間労働の是正、働き方改革が進み、活躍できる産業となるということ。その結果、他方で発注者側においても、自身の事業のパートナーが持続可能となることで質の高い建設サービスを享受することができ、双方にとって有益な関係を構築するための基準であるということをご趣旨として書かせていただいております。

その下は、著しく短い工期基準について、この基準を踏まえるとともに事例を踏まえてということ、前回と同様でございます。関係の条文を少し加筆したのみでございます。

すいません。12ページ目を御覧ください。(5)の適用範囲ということで、これも考え方は前回お示ししたとおりで、公共・民間問わず、発注者・受注者、あらゆる建設工事全てが対象ということでございます。その工期については、先ほどパワポで御説明した着工から竣工までと。当然元下間、分離発注についての工期も含まれるということを書かせていただいております。

13ページ目から、施工段階の前段階から取り組む生産性向上を一層効果的にするため、工事の特性等に合わせて、施工段階の前段階から受注者が関与することも有用であるということ。工事を分離して発注・契約する場合においても、本基準を用いて適正に工期を設定する必要があるということも記載させていただいております。

その下の用語の定義は、パワーポイントと同じものでございます。

(6)からの受発注者の責務と。これは前回お示しした骨子とほとんど変わりませんが、特に御意見を頂いて反映させたポイントだけ少し御紹介いたします。

14ページ目を御覧ください。こちらは発注者の責務でございます。特に12行目から、設計図書の完成度が十分でない場合において、未決定事項の解消や意匠・構造・設備の整合性を取るということ、完成度を高めるように努めることが重要であるということ。その下、発注者・設計監理者・受注者の三者が合意形成ルールを早期に明確化した上で、工事工程と連動したもの決め（施工図・製作図・仕様の決定）、工程表の円滑な運用を心がけるということを記載させていただいている。これも受注者の覧にも記載してございます。

その下、22行目でございます。プログラム、支援システムの活用についてでございます。発注者について、受注者が工期の決定に関与することなく発注者（設計者を含む）が工期を決定する場合について、こういったプログラムを参考にして、適正な工期を確保できるよう努めるという記載に直してございます。

その他同様でございます。あとは御意見を頂いた関係で申し上げますと、15ページの一番下の24行目、民間工事のところでございます。エンドユーザーに対する理解でございます。理解を求めることに社会的な責任を負うということ。個別の行政法に基づく責任というよりは、理念的な社会的責任ということを記載させていただいております。

16ページ目から受注者の責務でございます。特に受注者の関係で言うと、ポツ2つ目と4つ目は、先ほど御説明した三者間の合意形成ルールであったり、受注者の責任・責務の関係。14行目からでございますけれども、下請契約に関して、特に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組ということを明記してございます。

33行目から見積りの提出ということ。今回の改正法の規定に基づいて記載を修正してございます。

第1章の関係で、ポイントとしては以上でございます。

この後、第2章、工期全般でございます。この第2章以降は、各団体様から具体的な自然要因とかいろいろ御意見を頂いて、それを盛り込んで充実させていただきました。あり

がとございます。

特にポイントといたしましては、(2)の休日・法定外労働時間でございます。この21行目から、今回の法定外労働時間の法律の適用ということを少し具体的に加筆しております。19ページ目の一番上、週休2日の確保ということで、先ほどパワーポイントでお示しさせていただいた基準の記載方針に基づいて、本文に書き下してございます。表現はパワーポイントと同じになってございます。その他、参考事例等を記載させていただいています。

次のポイントといたしましては、22ページ目の契約方式でございます。中ポツ、大きく2つ、設計・施工一括方式関係と分離発注の2つ柱を立てて記載してございます。

まず1つ目、設計・施工一括方式。受注者が施工段階より前に工期設定に関与する場合については、受注者の知見を設計図書等に反映し、受発注者双方の協議・合意の上で適切な工期を確保することが重要と。他方で、設計・施工分離方式などについては、受注者が設計段階で工期設定に関与しない場合がございますので、契約に際して、受発注者間の協議・合意の上で工期を設定しなければならないということでございます。

分離発注についてでございます。一般的には、請負業者への一括発注というものでございますので、元請人が工事の施工につき調整を行う場合が一般的であると。一方で、工事種別ごとに専門業者に分離発注する場合もございますけれども、その場合、個々の工程調整や前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止というのを発注者が行う必要があるということに記載してございます。

以降、具体的な関係者の調整、(7)行政への申請、(8)労働・安全と、これは具体的な事例を御意見頂きましたので、それを記載させていただいてございます。

24ページ目、(9)工期変更でございます。工期変更の際の考え方について、前回骨子でお示しさせていただいたとおりですけれども、冒頭に、そもそも最初の工期を設定するときにしっかりやりましょうということを書かせていただいております。請負契約の締結に当たっては受発注者双方で協議を行い、工期の設定理由も含め、契約内容を十分に確認した上で工期を設定するとともに、施工中も工期変更が生じないように、下請工事も含め工事の全体調整を行うことが重要であるということを書いています。「しかし」以降は、それでも工期を変更せざるを得ない場合ということに記載させていただいてございます。

続いて26ページ以降の工程別でございます。これも各委員の皆様から具体的な事例や専門的な知見を頂き、加筆してございます。例えば人材確保でありますと、交通誘導員の関係の記載や通知を追加させていただいております。その他、各施工段階についても具体



的な事例、留意点を加筆してございます。

非常に分量が増えていますけれど、この辺は若干割愛させていただきたいと思います。

34ページ(3)後片付けとございます。その下に国交省直轄工事における準備・後づけ期間ということで、右側に準備期間が最低40日、後片付けが20日ということも参考で示させていただいております。

工程別のこの章につきまして、すいません、おわびがございます。今記載しているものは建築工事の工程でございます。土木工事についての各工程と留意点というものが今反映はできてございません。申し訳ございません。なので、これはまた来週ワーキングの開催とは別にちょっと事務局で整理をして、別途メールで御案内して、意見を出していただくという形を取らせていただきたいと思います。申し訳ございません。

36ページ目から第4章の分野別ということでございます。これは各団体から頂いた意見を反映させていただいております。特に(1)の住宅・不動産分野で申し上げますと、13行目の発注者としてもエンドユーザーに説明するというのと、売買賃貸契約時に災害や不可抗力等により引渡日の変更があり得る点についても必ず理解を求めるということを記載させていただいております。

39ページ目から第5章の事例集でございます。具体的な事例についていろいろ記載させていただいております。事例集をここに記載する趣旨でございますけれども、14行目から、優良事例として整理したもので、こういった取組を参考にしつつ、適切な工期設定に取り組んでいただきたいと思います。なお、工事の規模・特性に照らして、必ずしも全ての工事に当てはまるわけではないということについても留意されたいということで記載させていただいております。

以下、具体的な事例をさっと御紹介すると、まず働き方改革に向けた意識改革ということです。40ページ目を御覧いただくと、横断幕とか休憩所に掲示するといった取組。あるいは中段、メールの署名の中、工程の備考欄に記載して周知をするということ。あるいは、その下の6行目、下請側の工事竣工までの日割り工程を作成して、4週8閉所にしても影響がないことを元請に説明したという事例がございます。

働き方改革。42ページ目から、作業の効率化ということで、電子メールの活用とかビジネスチャットの活用という事例でございます。

43ページ目中段、工事開始前の事前調整ということで、受発注者間に限らず、関係する第三者、行政とか近隣住民といったところと事前調整して、うまくいった事例でございます。

ます。その下21行目から施工上の工夫ということで、いろいろな技術を使って生産性を高めた例というものを記載させていただいてございます。

事例のテーマと申しますと、48ページ目中段からICTツールの活用ということで、杭ナビというアプリとか、自社のアプリを使った例、あるいはタブレットの活用といったことを記載させていただいています。

事例の最後、50ページ目、その他ということで、朝礼とか連絡会議の工夫、時間の短縮化。あるいは作業員の多能化を行ったこと。あるいはフロントローディングの活用といったことを記載させていただいてございます。

最後、第6章、その他でございます。(1)、(2)は変わっておりません。(2)は、コロナの関係でございます。最後36行目から、「また、サプライチェーンの分断等」ということを加筆しております。これはちょっと時点調整、今後どうなるか分かりませんが、第2波、第3波ということが想定されますので、今後さらに新型コロナの影響でサプライチェーンとか人員不足とか、場合によってはそういった警戒区域が出るといったことを想定して、仮に第2波が来た場合でも、労務環境の健康状態の経過観察期間の配慮といったことについて、受発注者間と元下間において、適切に工期延長等の対応をすることが必要だということを記載しております。

(3)の基準の見直し。これも前回の骨子では触れておりますけれども、長時間労働の是正に加えて、i-Constructionなどの技術開発あるいは新型コロナの対応といったことに留意しながら、工期に影響を与える基準に盛り込むべき事項があれば、見直しの際に適宜検討するということが記載しております。

事務局からの説明は以上でございます。

**【古阪座長】** どうもありがとうございました。

ただいまの説明について御意見、御質問を頂戴するわけですが、大体85分あります。これはあくまでも基準という前提で、皆さん見ていただきたいということと、意見が相当生かされています。それに対して妥当かどうかと。自分のおっしゃるとおりかと。あるいは不足があるということもあるでしょう。それから、今日じゃなくて後日少し意見を頂戴するということが事務局としては考えていらっしゃいます。

もう一つは、今日は10団体出られるんですね。基準というものは共通にするわけですが、その中でどうしても標準でできるというもの、共通にできるというものと、個別事項だということがあります。その辺の発言に関してもその辺を配慮させていただいて、

基準という点での意見ということをやっていただく。

これ、最終的には次回6月30日で終わる予定ですよ。そうでもないんですか。

【藤井建設業政策企画官】 御指摘どうも……。最終回は30日……。

【古阪座長】 ですね。

【藤井建設業政策企画官】 最終回です。

【古阪座長】 そういう意味でも、非常に重要な85分になりますので、もう一度言いますけれども、共通事項と個別事項ということをよくよくそれぞれの団体で御理解いただいて、基準として発言していただきたい。意見が相当生かされていますし、それから不足の部分もあるかもしれません。その辺のことについて御意見を頂戴したいと思います。

それでは、御自由に85分、お願いします。

【木谷委員】 よろしいですか。

【古阪座長】 どうぞ。

【木谷委員】 日建連の木谷でございます。

7ページ目をちょっと開けていただけますか。17行目のアスタリスク、日数だけではなく費用も見積りすると。これは法文ではございませんね。ここをちょっと解説されているんですが、これ、書き方を、費用を見積もるのは当たり前なので、「費用だけではなく、日数も見積りをする」と。そういう表現のほうがよろしいかと思うんですが。

【藤井建設業政策企画官】 今回の改正の規定趣旨を考えると、もともと費用の見積りがあって、それに対して日程を追加しますの御指摘を踏まえて修正したいと思います。

【木谷委員】 ありがとうございます。

【古阪座長】 よろしいですか。

どうぞ。

【今泉委員】 日本電設工業協会の今泉と申します。

電気設備の工期の状況ということで事前に提出させていただいた意見なんですけれども、我々電気設備工事においては、工期全体の中に関わっておりまして、工期の初期については地中に埋設される設置工事や、工期後半においては器具を取り付け、試験・調整という機能試験をやっていくという状況になります。

そのときに、最終段階で試験・調整、竣工に向けて様々な検査が行われる中で前工程が遅れますと、仕上工程の短縮、そして最後に電気設備の照明器具づけ等の工程に必要な時間が短縮されて、1つの場所に多くの作業員と材料もたくさん置かれて作業効率が著しく

低下してしまうというようなことで、前工程の遅れであるとか設計変更の承諾の遅れであるとか、この辺が忘れ去られて、竣工間際の最後の電気工事の器具づけをやっているときには電気屋さんが遅れているということで、最後、電気屋さんが悪いみたいなイメージを持たれてしまうということになります。

当然のことながら、それにかかった大幅に増員した要員等々の費用も頂けないということになってしまうということで、事前に提出した意見に対しては、特に前工程の遅れに関するお願いを提出させていただきました。

そんな中で、私どもから提出させていただいた意見をおくみ取りいただいて、ほとんど基準案の中に反映していただいたんですけれども、2つばかりちょっとあります。

24から25ページの第2章、工期全般にわたって考慮すべき事項の(10)のその他のところです。我々の意見としては、新築工事においては、受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期を設定することが望ましいという意見を記載してほしいというお願いをしたわけでありましたが、今回その部分は記載されていない状況になっております。これは、公共建築工事標準仕様書にも書かれていることでもありますし、ぜひその記載をお願いしたいと思っております。

2点目です。10ページのところの29から30行、建設工事の請負契約及び工期に関する考え方、下請契約のところなんです、「内装工事などの仕上げ工事は前工程のしわ寄せを受けることが多く」とありますが、電気とか空調・衛生、設備工事も同じようなところがありますので、ぜひ設備工事ということも記載していただければと思います。

また33行目に「前工程で工期遅延が発生し」とあります。その後ろにも「竣工日優先で工期を短縮」とありますけれども、これは工期じゃなくて工程という表現のほうが分かりやすいんじゃないかと思いましたので、御意見させていただきました。以上です。

【藤井建設業政策企画官】 2点目、3点目は技術的に修正したいと思います。

1点目、頂いた御意見なんですけれども、記載箇所は33ページ目を御覧ください。工程別の章の中の「その他」のところに書かせていただいています、一番下の行でございます。「新築元請工事においては、受電の時期」と。ここに頂いた御意見を記載させていただいてございます。

【今泉委員】 はい。

【古阪座長】 よろしいですか。

【今泉委員】 はい。

【古阪座長】 どうぞ。すいません、手前のほうの……。

【佐藤（善）委員】 全室協の佐藤でございます。お世話になってます。

施工段階における考慮すべき事項ということで、ちょっと時間がなかったのでまとめ切れない分もありましたけれども、我々が言っていた部分、一様に入れていただきまして、ありがとうございました。

ただ、2つほど追加をお願いしたいのが、労働・安全衛生、24ページだと思うんですけども、ここに工期と施工の進捗状況を審査し、厳しい工期を設定している場合には是正勧告をする機会を設けることが必要だという意見も入れさせていただいたので、ぜひその辺を御検討いただきたいと。

【古阪座長】 今、何行目ですか。

【佐藤（善）委員】 ちょうどこの安全・衛生の24ページの上から3行目の後に追記ということで。

次に24ページ、同じく（10）その他。ここに、技能労働者の人数は地方になるほど少ない傾向にあり、大型現場に対応するには他県からの応援が必要となると。その際にかかる経費や準備期間が適切に確保されることが必要ということで、意見も入れさせていただいております。

【古阪座長】 今おっしゃったのは、意見がここに書かれていないから書いてくれというんですか。もう少し分かりやすく言ってください。

【佐藤（善）委員】 ここは、結局職人の数が地方の場合、非常に少ないと。ところが大型現場があって、どうしてもその人数では無理なので首都圏等から応援をせざるを得ないと。そうした場合にかかる経費とか準備期間を適切に確保していただきたいということでございます。

【古阪座長】 それを書き込んでくださいという。できるかどうかは別として。

【佐藤（善）委員】 それはお願いしてございました。

【古阪座長】 はい。

【佐藤（善）委員】 それと、実は我々建専連の仲間にもいろいろ聞きましたところ、まとまったものがありまして、それは昨日の段階で建専連から国交省さんにお投げしてあるかと思います。その中で、タイル・れんが・ブロック工事とか防水工事、塗装工事等々から話が出てきていますのが、やはり養生期間が非常に必要であると。特にタイル・れんが・ブロックのほうからは、モルタル貼り、接着剤貼り、どちらにおいても養生期間が必

要だと。防水工事においても天候による作業不能の影響が非常に大きいと。塗装工事のほうは、雨天時でも屋根を自分たちが張って、温度・湿度管理的に問題があっても雨天対策をした分について、請負範囲内だとして支払われないケースが非常に多いということも言っております。

【古阪座長】 今のそれも事実として分かりますけれども、それを具体的にどういうふうに現在は元請なり発注者なりに発言されて、結果がどうなっているかということを書かれないと分かりません。

【佐藤（善）委員】 実は、私もこれ今日見て、昨日まとめたものですから、もう一度次回のときに改めてその辺は適切な表現をさせていただきたいと思います。

【古阪座長】 結局これは材料であり工法であり設計の問題でもあるわけですね。必ずしも元請云々だけではない。特に建築の場合はそういうものが非常に細かくありますので、それを基準としてここに書き込むかというのは、また別途基準ではないんだけど、こういうことは要注意というふうを書くべきかもしれません。

【佐藤（善）委員】 はい。

【古阪座長】 それは、また検討したいと思います。

【佐藤（善）委員】 はい。

【藤井建設業政策企画官】 事務局から、ちょっと関連する記載を補足で御説明させていただきますのでよろしいでしょうか。

【古阪座長】 どうぞ。

【藤井建設業政策企画官】 まず人材の確保でございます。地域によって差があるという御意見かと思っております。26ページ目でございます。まず準備段階の（1）の（i）で、資機材調達・人材確保ということで記載させていただいております。特に13行目、「また、職種・地域によっては特定の人材が不足することに考慮し、必要に応じて、人材の確保に要する時間を考慮した工期を設定するとともに、地域外からの労働者の確保に係る経費について、元下間で協議する」と。ここで記載させていただいております。

また、養生関係の工法の関係でございます。32ページに仕上げ工事関係を記載しております。一番下に「タイル・れんが・ブロック工事業」ということで、「前工程における養生期間を十分に確保する必要」。あるいは「養生期間を含めた工期設定が必要」と。「接着力や塗料・接着剤等の乾燥に影響を与えるため」、「乾燥にかかる時間が異なることを考慮」と。ここに関連する記載がございます。こちらを御覧いただいて御意見を頂ければ幸いです。

【佐藤（善）委員】 ありがとうございます。

【古阪座長】 もう一方。どうぞ。

【仲田委員】 不動産協会の仲田でございます。ちょっと音響が悪いようですけれど、皆さん、ちゃんと聞こえていますでしょうか。大丈夫ですか。

工期に関する基準案について、一般的な民間工事の特徴を十分踏まえていないとちょっと感じるところもありますので、もう一度一般の民間建設工事の特徴について述べさせていただきますと思います。

一般的な民間建設工事においては、発注者は工事の数量算出や工事金額の積算は行わず、積算工程表の作成も行わないですし、そういった作業をする人材も組織も一般的には有していないと。そういったところで公共工事の場合とは著しく異なっています。なぜそうになっているかということは、どうして公共工事においては人材や組織を有しているのかというところから考えてみる必要があるのかなと思っています。

公共工事では国民の税金を原資として社会資本整備を行うものであることから、適切な予算によって適切な施工を確保しつつ、社会資本整備を効率的に実施する必要があります。また、公共工事の執行については、談合や贈収賄など不正行為の発生を防止し、公共工事に対する国民の信頼を確保する必要があります。そのため機会均等の原則にのっとり、透明性、公正性、競争性、経済性などを確保できる一般競争入札が原則とされていると思っております。

一般競争入札制度を維持するため、発注者である国や地方公共団体は、工事の数量や工程を算出する専門の人材や組織を特に設け、それに必要な社会的なコストを国民の税金から負担していると。これは皆さんにとって釈迦に説法ですけれども、逆にこれが当たり前過ぎて、なかなか民間の特徴がお分かりいただけないと思いますので、特に申し述べております。

これに対して、不動産や住宅分野などの一般の民間建設工事においては、公共工事におけるような社会的要請はないわけです。一般の民間発注者は、特別なコストを払ってまで工事の数量や工程を算出する専門の人材や組織を設ける必要はないわけです。公共工事における発注のやり方が当たり前と感じられている方々は、この大きな違いを再度認識していただきたいと考えております。

平成29年8月の関係省庁連絡会議において制定された建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインの4ページにおいて、発注者と受注者の発注時における役割分

担について、民間工事においては、発注者が設計図書等、仕様や施工条件等を示し、受注者が施工に必要な工期を発注者に提示した上で請負契約が締結されるとか、受注者は適正な工期を設定し当該工期の考え方等を発注者に対して適切に説明するものとする、などと記載されているのも、一般の民間発注者にはこうした専門的人材や組織がないことを当然の前提にしているものと考えられます。

一般の民間建設工事に関しては、我々不動産ディベロッパーの例で見れば、発注者はエンドユーザーのニーズやウオントを十分に把握して、これを商品企画や竣工後の日々の管理運営に活かしていくことを得意としております。一方、受注者である建設会社は、数多くの現場で施工経験を経て、手戻りを少なくして正確に期日どおりに施工する。その工程・工期を正確に算定するというところを得意としているわけです。お互いがこうした役割分担を超えて重複した業務を行うことによって、余分な社会的コストを発生させるということは望ましくないと考えております。

こうした前提に立って、本日の工期に関する基準案の主立った点についてコメントさせていただきます。

まず15ページの11行目から13行目にかけてです。一般の民間建設工事においては、先ほど申し上げたとおり、発注者は工期を算定する人材も組織も有しておりません。また、前回のこのワーキングで古阪座長がおっしゃっていたように、設計者には工期を算定したりチェックしたりする法的義務もなく、設計契約上もそうした業務は入っていません。工程や工期においては、受注者が誰よりも圧倒的に豊富な知識・経験・能力を有しているわけですから、ガイドラインに書いてあるように、端的に受注者は適正な工期を設定して、当該工期の考え方等を発注者に対して適切に説明すれば足りると言うべきであり、余分な社会的コストを払ってまで設計者に確認させる必要はありません。したがって、この3行は削除をお願いしたいと思います。

また、発注者は、適正な工期かどうかを確認する能力もないのでありまして、工期について受注者が提案したり、工事請負契約において合意した以上、特別な事情のない限り適正な工期であると理解せざるを得ないという点も強調しておきたいと思えます。

また、同じく15ページの24から26行目、36ページの13から15行目の記載について申し上げます。発注者は、建設業の働き方改革のためには、適切な工期設定が必要であるということをエンドユーザーに理解を求めるとか説明すると書いてありますけれども、受注者と何ら契約関係のない住宅の購入者やビルのテナント等のエンドユーザーに、



建設業の働き方改革や適正工期設定の必要性の理解まで求めるなどということは行き過ぎではないでしょうか。発注者としてエンドユーザーに理解を求めることとしては、天候や不可抗力等により工事の遅れが生じた場合、できるだけ挽回に努めるんですけども、違法な長時間労働を労働者にさせるわけにはいかないので、それには限界があって、「引渡し時期が遅れる場合がある」程度のことかと思えます。したがって、今申し上げた2か所は削除して、36ページの15行目から17行目の記載を、今申し上げた程度に修正していただければと考えます。

また、36ページの13行目以下と15行目以下の記載ですけれども、通常受注者と建設工事の契約を締結した後、エンドユーザーと分譲や賃貸の契約を交わすものであり、そもそも順番が逆だと思えます。

39ページ以下の事例集です。この基準は勧告などの行政処分根拠となるものでありまして、参考事例集はそもそもなじまないと思えます。既に別途好事例集が作成されていますので、ここにあって詳細に記載する必要はないものと考えます。

51ページからのコロナ感染症絡みのところについて申し述べます。31行目以下のところに、コロナ対策の経費増等について、適切に契約変更を実施することが必要と記載されています。確かに民間建設工事標準請負約款の第31条1項5号によりますと、契約期間内に予期することのできない法令の制定もしくは改廃または経済事情の激変等によって、請負金額が明らかに適当でないと認められるときは、受注者はその理由を明示して、必要と認められる請負代金額の変更を求めることができるとされていますが、今回の新型コロナの流行がこうした経済情勢の激変等に該当するかどうかは、法的には必ずしも明らかではありません。したがって、この記載は、契約変更を当然の前提とするのではない記載、例えば経費増の負担について、誠実に協議するといった程度にすべきだと思えます。

また、新型コロナの流行による工期変更についても同様で、民間約款の30条5項には、不可抗力による工期延長の請求が書かれていますけれども、現場で感染者や濃厚接触者が出た場合はともかく、工事の一時中止のどこまでが不可抗力によるものかは、法的に争いがあるところだと思えます。

52ページの5行目のところも、工期延長を当然の前提とする書きぶりではなく、「誠実に工期延長等の協議を行う」程度とすべきと考えます。以上でございます。

【古阪座長】      ありがとうございます。

1点だけ、ちょっと私が大きなところで気になるのは、公共といえども建築の技術者が

いるところは僅か3割なんです。それ以外はいません。それから、民間のディベロッパーでも、かなりの部分まで自らが、まず仮にはやるところもあります。ですから、特定のところで決めてしまうということはよろしくないと思うんですね。

ただ、コロナの問題とかそういうことをおっしゃっていることはよく分かりますし、その辺はここでも議論をさらにしていただいて、どういうふうにすべきかがありますけれども、公共は全て分かっているということでは全くない。私はど田舎にもともと生まれたものですから、そこには誰もいません。町村でそういう技術が分かる人はいません。むしろそれぐらいのところが多いわけです。ですから、そういうことに関してどういうふうにするかというのは、やはりそれぞれの10団体の方がどういうふうな考え方で基準を作ったほうがいいのか。あるいは、逆にこれは基準じゃなくて、個々の問題として別途に作るか。その辺の検討もしていただいたほうがいいんじゃないかと思います。おっしゃったことは結構よく分かるんですよ。必ずしも一方的に決めつけないほうがいいと思います。

ほかにはいかが。

こちらのほうへどうぞ。ちょっとすいません。どうぞ。

【河崎委員】 全中建、河崎でございます。すいません。

発注者の責務として、工期算定方法などを明確にして開示をしていただけないものでしょうか。1つ目です。

2つ目が、14ページの20行目なんです、「施工時期の平準化に資する取組を推進するよう努める」とする。平準化について、4月から7月にかけての工事発注予定情報の提供等、具体的な取組方法を記載していただきたい。

3点目、全中建としまして、公共工事においては、鉄道工事並みの工期及び歩掛の変更が急務であると考えております。こうした検討がなされなければ、担い手確保はなし得ないと思いますので、一言発言をお願いさせていただきました。以上でございます。

【古阪座長】 事務局、よろしいですか。

【藤井建設業政策企画官】 2点目の工期の平準化については、公共工事の平準化は政府としてもやっておりますので、加筆したいと思っております。

1点目、ちょっと聞き取れなくて、申し訳ございません。

【河崎委員】 はい。

【藤井建設業政策企画官】 1点目の御意見を。すいません。

【河崎委員】 発注者の責務として、工期算定方法などを明確にして、開示できないも

のでしょうかということです。

【藤井建設業政策企画官】 発注者の工期の設定に関する記述として14ページに記載してございますけれども、特に22行目でございます。先ほど不動協さんからも御意見があったとおり、発注者が具体的になかなか単独で決めることはできない、設計者が決めるのは難しいという御意見もありましたので、この22行目に、受注者が関与することなく、要は建設会社からの提案がない場合については、発注者が単独で工期を決定する場合、あるいは設計者と単独で工期を設定する場合についてはこういったプログラムを参考にしましょうという、ここの記載が不十分ということでもよろしいでしょうか。

【古阪座長】 よろしいですか。

【河崎委員】 はい。

【古阪座長】 それじゃ、どうぞ。

【青柳委員】 全国建設業協会です。25ページの13行目からですが、以前の工期ワーキングにて、全建として概略工程表、準備期間等の明示について発言したところであります。この内容を加わえていただいていることに関して、全建としては非常にありがたいところでありますが、実はこの年度末から今現在までの概略工程表の明示等の運用状況はどうだったかというところを確認してみると、国土交通省の地方整備局によって概略工程がほとんど示されているところと全く出ていないところがありました。また自治体では概略工程表が示されているケースがほとんど確認できない状況でした。やはり公共工事の元請の工事に関しては、先程全中建の方もおっしゃったように、発注者側から概略工程表にて、基本的な準備期間から施工工程、また最後の後片付けの期間についてのしっかりとした考え方を示してもらいたい。

なおかつ公共工事においては、契約率が高まり、また入札の期間を短くするというところで、総合評価よりは最近指名競争入札に近い調達の仕組みが出てきています。そうなることで、価格競争による入札に近い話になるわけですから、より精度の高い積算を行う必要から、積算に影響する工期設定に関する考え方が概略工程表へ示されることが大事になってくると思いますので、できればもう少し拡張するような表現をお願いしておきたいと思っております。

また、もう一点、フレックス工期、余裕期間についてです。フレックス工期、余裕期間については、確かに受注者側が働き方等の事情に連動して決められるという良い面がありますが、一方で、自治体がフレックス工期等を使うことによって、適正工期の設定が曖昧

になるのではないかというところもあります。どうしたらいいかという答えはないのですが、この点について少し考えてもらいたいと思っております。

以上、2点でございます。

【古阪座長】 よろしいですか。

【藤井建設業政策企画官】 ちょっと御意見を預らせていただいて、省内でも議論したいと思います。

【古阪座長】 どうも発注者のことが問題多く出ていますけれども、工期とお金は発注者が決めるんですよ。それを計算したり相談に乗るのは施工者なり設計者ですけれども、全てそれがイエスと言わない限り工事は始まらないわけですね。そこをまず勘違いしないでください。それが一番の責任です。それを忘れて、それは施工側がするんだとかで……。発注者ができない場合は、その施工者じゃない技術者に考えてもらおう、あるいは設計者に頼むということもあれば、様々な提案の仕方があります。

ただ、日本の場合は、その辺のことがもともと請負というのか棟梁型の木造住宅から始まっているんです。ですから、ほとんど施工側がやるんだろうというふうな流れにはなっているんですけれども、だんだんとその部分が分離になってきて、多様な発注方式というようになってきているわけですね。

ですから、その場合に発注者が自らできないのは当然のことですけれども、それを誰がやるのかというのは発注者が選ぶこともできますし、あるいは施工側あるいは設計側が、こういうことで応援できますよということをきちんとビジネスとして出すということが必要なので、その部分がまだ曖昧になっているという状態である。

もう一方で、土木のほうはどちらかというと公共工事が多いので、その部分は結構もともと内部でもできるという部分がありますけれども、建築の公共は、かなりの部分もう既に外に出ています。一番最終的にやっていたのは郵政ですが、郵政も民営化してしまいましたので、その辺、発注者は素人だというのはありますけれども、それを誰かに頼むというのは発注者の責任であり、お金は発注者が決める。工期も発注者が決めるということが本来ですから、その議論をあまり変にやると、この基準が間違ってしまうということをお気をつけください。

ほかに。

【里深委員】 よろしいですか。

【古阪座長】 どうぞ。

【里深委員】 西日本高速道路の里深ですけれども、19ページの16行目、ここをできれば修正いただきたいと思ひまして。「年始やGW、夏休み等の交通集中期間において工事規制が生じる」ではなくて、「工事規制に制約が生じる」ということで、修正をお願いしたいと思ひます。以上です。

【藤井建設業政策企画官】 修正いたします。

【里深委員】 よろしくお願ひします。

【古阪座長】 この辺も、そこまで細かくここを基準に書いてしまう必要があるのかという部分は、全体として共通の部分の基準と、個々の団体の基準を追加でやるというふうに分けたほうがいいんじゃないかと思うんですね。今のことを決めよう……、ほかの補修ではないものになってきますと違うわけですね。新築の建築工事とか土木工事もそうですけれども。その辺また少し後で議論したらいいと思ひます。

ほかにいかがでしょう。

どうぞ。

【齊藤委員】 JR東日本の齊藤でございます。

15ページの19行目から23行目、発注者の果たすべき責務の中で、民間工事の生産性向上の話が書かれておりますけれども、この文章がちょっと分かりづらいというのと、そもそも生産性向上の取組……。もちろん工期の設定を適切にするというのと併せて、生産性向上への取組もしっかりとやっていくということをきちんと書いたほうがいいという前提の下で、生産性向上の取組って、やっぱり受発注者ともに努力して協力していかなきゃいけないことだろうと認識しております。

「工期短縮を要望する際は、「技術提案による工法……、認められる場合において」云々と書いてあります。最終的に「合意」とは書いてありますけれども、やっぱり双方が協力して取り組んでいくんだという趣旨の文章にさせていただいたほうがよろしいんじゃないかなと思ひます。設計段階でもそうですし、いろいろな仕様を決めるとかそういうところ、プレキャストとかそういうのもそうですし、決定はやっぱり受注者側にもありますし、またいろいろな工事の監理の方法なんかも受発注者協力しないとできないので、発注者が主体となるということもあるかというふうにも思ひます。これは民間工事だけじゃなくて、多分公共工事にも同じことが言えるんじゃないかなと思ひますので、この括弧の民間工事というのもどうかとは思ひております。以上です。

【藤井建設業政策企画官】 すいません。こちらの生産性向上の関係でございますけれ

ども、こちらの25ページの19行目に、まず生産性向上自体が受発注者双方にメリットがあるということで、ここを記載させていただいております。

すいません。受注者の責務といたしまして、16ページ目から受注者ですけれども、17ページ目の10行目。これ、受注者の責務として、工期短縮に関する技術提案等、「積極的に提案し、生産性向上に向けた取組を推進する」と。これを「発注者に対して適切に説明する」という、こちら受注者サイドの責務として、もう記載しております。

【齊藤委員】 発注者もやっぱり生産性向上に取り組まなきゃいけないんじゃないかという視点が分かりづらいなと思ったんですけれども。受注者ももちろんやってもらうんですけれども、やはり発注者側としても生産性向上への取組というのはきちんとやっていかなきゃならないだろうと思っております。これは公共・民間問わずだと思います。

【古阪座長】 事務局、よろしいですか。

【藤井建設業政策企画官】 はい。もちろん発注者サイドが行えることは、すいません、ちょっと事務局のほうで理解しているのは、実際に工期を短縮するための具体的な技術的な取組などについては、建設業者サイドからの提案なり具体的な提案、工期短縮のための提案が具体的な事例があると。他方で発注者サイドについては、そういった提案に対して、受注者に協力をして採用するかしないか、具体的に話を進めるという理解でおります。そういった趣旨で、協力をすると。先ほどの22行目ですね。受注者に協力をするという記載でございます。これをもう少し強く、協力ではなくて発注者自体が生産性向上の取組を提案するとかいった御趣旨でしょうか。

【齊藤委員】 もちろん工法の提案とかそういうものはいろいろとしていただくということもあると思うんですけれども、もし仮に工期が足りなくなったときは、やはり受注者としてもでき得ることというのを考えていくということも一方であるんじゃないかなと思います。それは双方やっぱりいろいろ知恵を出しながらやっていく場面というのは、結構現実としてあるものですから。

【藤井建設業政策企画官】 ちょっと発注者サイドの……。

【古阪座長】 これは、1980年代に物すごい勢いでやりましたよ。発注者が困って、あるいは施工者がいろいろな技術が入って、どういうふうにやるか。それから、一般的に今言えば、国交省がやられている総合評価方式というのは、割とそれに近いんですね。お金と工法をどう変えて提案すればいいかという。

ですから、これはいろいろな多様な考え方がありますし、さっきも言いましたけれども、

不動産業の人たち、あるいは土木の人たち、建築の人たち、電工、JR、それぞれによって様々な条件が違いますので、あまり細かいところまで基準で書いてしまうというのはそうじゃなくて、総論として基準を今のような、こういうことがあるよというのを書いた上で、各団体のところに少しこういうことがあったらどうですかというのを別途に書くほうが恐らくすっきりするんだと思います。この辺は、私ずっと研究上も苦勞していますから、ほとんどしゃべれます。

【藤井建設業政策企画官】      かしこまりました。

【古阪座長】      それじゃ、ほかに。まだ時間が50分ぐらいあります。

どうぞ。

【小澤委員】      小澤です。

まずは下請の契約の扱いを非常に丁寧に書き込んでいただきまして、どうもありがとうございました。

いいですか、続けて。細かい点も含めて、あえて少しコメントさせていただければと思います。

まず5ページから、建設工事の特徴ということで丁寧に書き込んでいただいているんですが、ちょっと気になったのは、下の(ii)の一品受注生産のところの書き方です。実際には6ページのところで、「目的に応じて、発注者から一品ごとに受注して生産されるものである」ということで、その後に、「受注した工事ごとに、工程や施工条件等が異なり」云々というのがあるんですけど、一品受注生産なので、それぞれ目的物が変われば当然コストも工期も変わりますというのがまずあって、次に書いていただくのがいいかなと思ったのは、目的物が同一であっても、土木工事の場合特にそうなんですけれど、施工条件が違えば施工方法だとか架設が変わるので、当然工程、工期も変わるということが起こり得るということをまず書いていただいて、なので、それに加えて追加工事だとか変更というのがその後続くのかなと思いました。一品受注生産であるということと、工期がいかに変わるかというところをちょっと丁寧に書き込んでいただいたほうがいいかなと思いました。

2点目は定義のところ、13ページ目のところに元請負人の定義があるんですけども、ここに書いてある下請契約においては注文者であるということはそのとおりなんですけれども、その上の受注者であるということを書いておく必要はないかなというのがちょっと気になった。まずは発注者との契約があって、それがあって、かつ下請に対して注文者であるという書き方のほうが正確かなと思いましたというのが2つ目です。

14ページ目のところに、工期設定における発注者の果たすべき役割。16ページ目のところには、受注者の果たすべき役割があるんですけど、この中の三者合意というのは、建築工事の場合には設計監理者がいますけれど、土木の場合には必ずしもいないので、この書き方を「建築の場合は」と書くのか、あるいは土木の場合と建築の場合の違いを少し丁寧に書いていただいたほうがいいかなと思いました。

先ほどの公共工事であっても、必ずしも発注者側にエンジニアが十分いない場合があるであるとか、あるいは民間工事であっても、土木の場合にはエンジニアがいるという組織も発注者もいるので、その辺の書き方というのを、今は公共工事、民間工事というカテゴリーで書いていますけれど、全部が全部そうはならないと思いますが、そのカテゴリーの中での表現の仕方を、エンジニアがいる場合、いない場合というか、書き込み方を少し工夫していただくと、先ほどの御意見に対応する方法があり得るのかなと思いました。以上です。

【藤井建設業政策企画官】 ありがとうございます。頂いた意見をうまく表現できるように、ちょっと事務局で検討したいと思います。

1点、定義規定についてですけれども、これは建設業法の条文の規定を採用しております……。

【小澤委員】 だから、それはそのまま結構だと思います。

【藤井建設業政策企画官】 分かりました。

【古阪座長】 ほかにはいかがでしょうか。  
どうぞ。

【村上委員】 東京都の村上でございます。

2点ございます。1点目が23ページの行政への申請のところですが、ここで下記に列挙されている項目がございます。ここでは交通管理者の話がありますけれども、これ以外にも例えば道路の占用のお話ですとか、あるいは河川等々、あるいは公共用地を活用する場合にはまたその申請も必要だということで、行政にもいろいろな部署もございますので、逆にそれが分かりづらいという面もございますから、一例なのかもしれませんが、趣旨のものがあるというところを表記したほうが分かりやすいのかなと思ったところがございます。

2点目が、51ページのコロナの関係でございます。34行目、35行目あたりですが、先ほどもちょっとありましたけれども、経費増が見込まれるということでの適切に契約変



更の実施ということが書かれておりますけれども、工期という考え方ですので、本文のほうにもありましたが、工期と経費との関係もある中で、それが影響する場合には変更なり協議なりということがあるかと思われませんが、ここは消毒液の購入といった直接的な経費増が見込まれるということで、私どももこういったことに取り組んではおりますけれども、それが工期というふう考えた場合には直接影響するかどうかと思います。もし記載するとなれば、工期に関係するような部分についての契約の変更という部分に限ってもよろしいんじゃないかなと考えたところでございます。以上でございます。

【古阪座長】 事務局のほうはよろしいですか。

【藤井建設業政策企画官】 すいませんでした。

まず23ページ目の行政の申請の手続については、我々のほうで今、具体的な事例を列挙しておりますけれども、御指摘のとおり河川とか具体的にこういった事例、留意事項、手続があれば、さらに御意見を頂ければ幸いです。コロナの関係につきましては、工期と経費と両方、工期変更の可能性がございますので、先ほど不動協さんからも契約変更ありきではないので、そこら辺を十分協議した上でということをご丁寧に書きたいと思っております。

【古阪座長】 ほかにはいかがでしょう。

まだ30分余りありますけれど、よろしいですか。

【木谷委員】 よろしいですか。

【古阪座長】 どうぞ。

【木谷委員】 先ほど不動協の仲田委員から、要するにデベは設計者というか技術的な判断ができないという話があったんですが、実際にほかのデベでもやはり同じようにそういう技術者がいないデベもあれば、いるデベもあるんですね。実際プロジェクトなんかで、逆に持っているデベはこれぐらいという工期を示す。そういう示し方もあります。

先ほど小澤先生が言われたように、エンジニアがいるかないかという切り口というのは、今までちょっとあまり話になかったんですが、私が第2回のこの会で、多様な発注方式のときに、以前、古阪座長から工期は誰が責任を持って決めるんだという、それをちゃんと示したはずなんですね。必ず川上で上流で工期を決めている人がいるんです。それは何を根拠にして決めているかということなんですね。それはエンジニアの助けを得てやっているのか、あるいは過去の実績においてこうだと言っているのか。その辺が今回の基準の中に明確にうたわれていないと今までと何も変わらないと考えるので、ぜひその辺を

御検討願いたいなと思います。

【古阪座長】 全て契約ですから。信頼ではないんです、こういう基準を作るときは。ですから信頼は大事ですけど、信頼ではなくて契約に持っていかなざるを得ないという。そういうのが一番重要なことだと思うんですね。

ほかにはよろしいですか。

そうすると、これ、今たくさん意見を頂戴しましたけれども、それをまとめながら、さらに書面で事務局に出していただいても結構ですし、最終的には6月30日に意見をもってそれを修正するというのもあり得るわけですか。それは構わないんですね。

【藤井建設業政策企画官】 取りまとめに向けて、事務局のほうで考えておりますのは、本日頂いた御意見と、さらに具体的な追加の意見がございましたら、来週火曜日日途でまた追加で御意見を賜りたいと思います。それを踏まえて事務局で再度修正案を作成し、また御照会をかけて、30日に取りまとめを目指したいと考えております。

【古阪座長】 じゃ、どうぞ。

【仲田委員】 先ほどから幾つか出ている御意見について、多少コメントさせていただきたいんですけども。

工期は誰が決めているかという、発注者が決めているというふうなお話が多いんですけど、確かに昔はそうだったのかもしれませんが、最近は我々が工期や工程の希望を申し上げていろいろお願いしても、それじゃ受けられませんという断られることだってたくさんあるわけです。ゼネコンさんの側にも断る自由がある。契約自由があるわけですよ。だから、我々の発注者側が一方的に決めているというのは、現代の、昨今の請負工事契約締結における実態には必ずしも合っていないんじゃないかということが1つです。

発注者側にエンジニアがいるとかいないとかという話がありましたが、確かに大きな事業者はそういった方の手助けを受けることもあると思いますけれども、今回民間発注者といっても、一般の個人の方が住宅を発注するような場面とか一般の事業会社がビルを発注するような場面の団体がありませんから、全くそういった人たちは入っていないわけですけども、民間発注者には、我々のような大手ディベロッパーから零細な個人までいろいろなレベルがあるということですから、そういったこともよくお考えいただきたいと。基準を作るに当たっては、そういうことをお考えいただきたいと思います。

【古阪座長】 今の発注者が決めるって、当たり前なんですよ。強圧的に決めるんじゃないくて、ゼネコンが強く、これできませんよと言って、もう少し長いことを言う。それ

でいいじゃないかというのあれば、発注者がほかの方に注文すればいい。その最終的に決めるのは発注者しかないじゃないですか。

発注者が能力があるとか何とかじゃなく、契約上、発注者がイエスと言わない限り、仕事はならない。その部分を言っているの。それは、ディベロッパーの人はそうは言わないかもしれませんが、様々なことで発注者が決めるというのは当たり前です、お金と工期は。工期というのは、自分たちがいつ使うようになるかということを決めるわけですから。ゼネコンが金が安いから駄目だと言ったら、それはゼネコンを変えるだけの話。あるいはゼネコンと調整して決めるということであって、その最終的な結論というのは発注者以外ないじゃないですか。

【仲田委員】 いや、発注者が決めるとおっしゃいますけれど、発注者と受注者が最終的に合意して決めるんであって、発注者が一方的に決めるということではないということをお願いしたいと思います。

【古阪座長】 それは、契約上だから当たり前ですよ。そんなこと議論になりません。ほかにはいかがでしょうか。

それじゃ、今日のところはまだ30分ほどありますけれどもここまでにして、今日頂いた意見、それから来週の火曜日までにさらに意見を頂戴して、できるだけ基準がすっきりしたものにしていくということにしたいと思います。

じゃ、どうもありがとうございました。それじゃ、司会を事務局にお返しします。

【西山入札制度企画指導室長】 ありがとうございました。

繰り返しになりますけれども、先ほどありましたとおり、追加で検討など必要な論点がございましたら、御意見のある委員の方におかれましては、来週6月23日火曜日までに事務局にお寄せいただけますと幸いです。

それでは、以上をもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ誠にありがとうございました。

— 了 —